



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表
令和3年6月28日

担
当

滋賀労働局労働基準部
健康安全課長 喜瀬 真太郎
安全専門官 市田 義彦
電話：077 - 522 - 6650
077 - 526 - 5538（夜間）



滋賀労働局長が建設現場をパトロール

～ 7月20日から26日は

建設業労働災害防止強化週間 ～

滋賀労働局（局長 待鳥 浩二）では、「全国安全週間（7月1日から7日）」並びに「建設業労働災害防止強化週間」に合わせて、安全意識の高揚を図るため、建設工事現場に対して、安全パトロールを実施します。

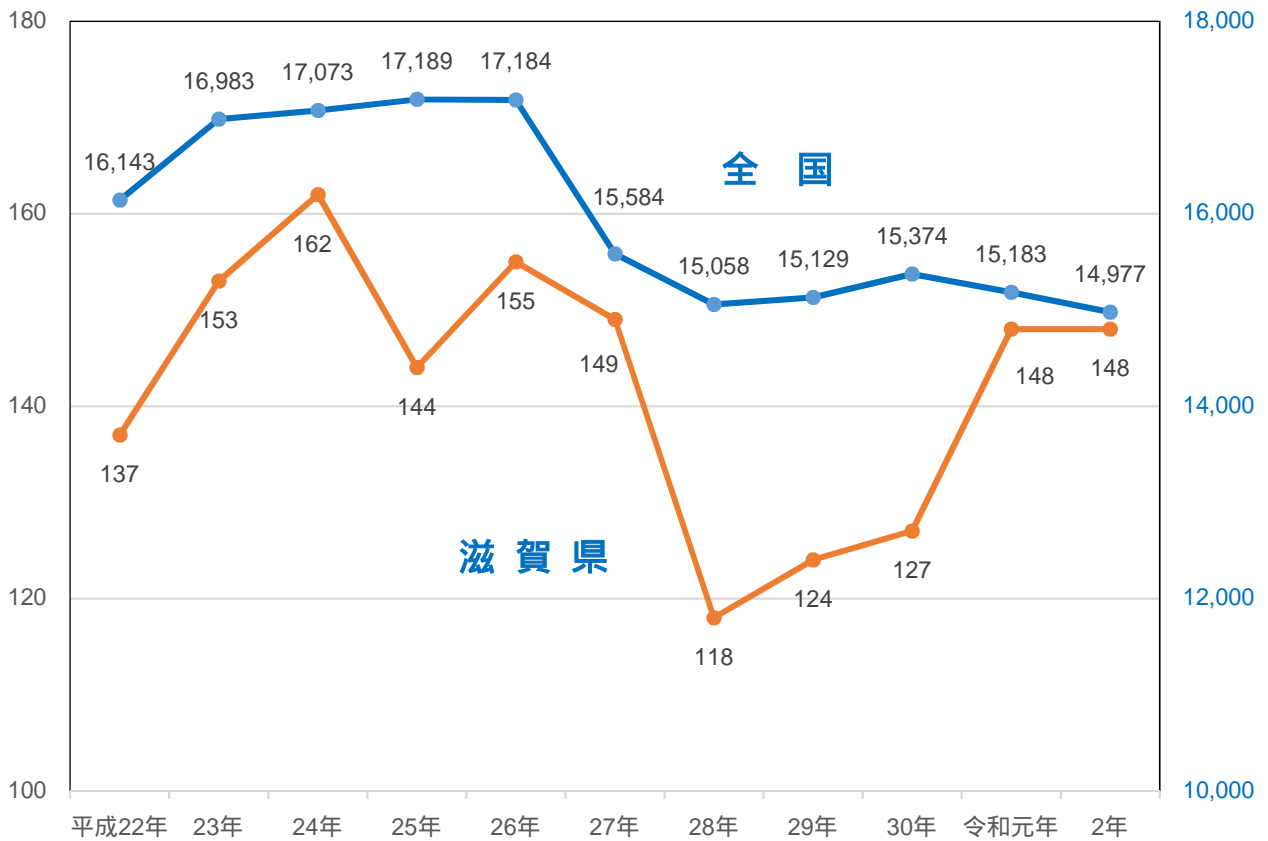
ポイント

- 令和2年（1～12月）における滋賀県内の建設業における労働災害発生状況は、労働災害による死亡者数が6人と前年に比べ大幅な増加となり、休業4日以上之死傷者数が148人と前年と同数となりました。
災害の内訳を見ると、死亡災害のうち3人が、「交通事故」によるものと半数を占め、「墜落・転落」災害によるものは1件と、「墜落・転落」災害の休業4日以上之死傷災害が全体に占める割合は、約23.6%と依然として高い水準で推移しています（参考資料1～4）。
- 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」（7月1日から7月19日までを「準備期間」、7月27日から7月31日までを「事後措置期間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料5）。
- 建設業労働災害防止強化週間準備期間中には、滋賀労働局長による現場パトロール（実施日時：令和3年7月14日（水）午前10時から、対象現場：柳が崎浄水場整備改良工事、元請事業場：JFEエンジ・ニュージェック共同企業体）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけます（参考資料6）。

是非、当日の取材をお願いします

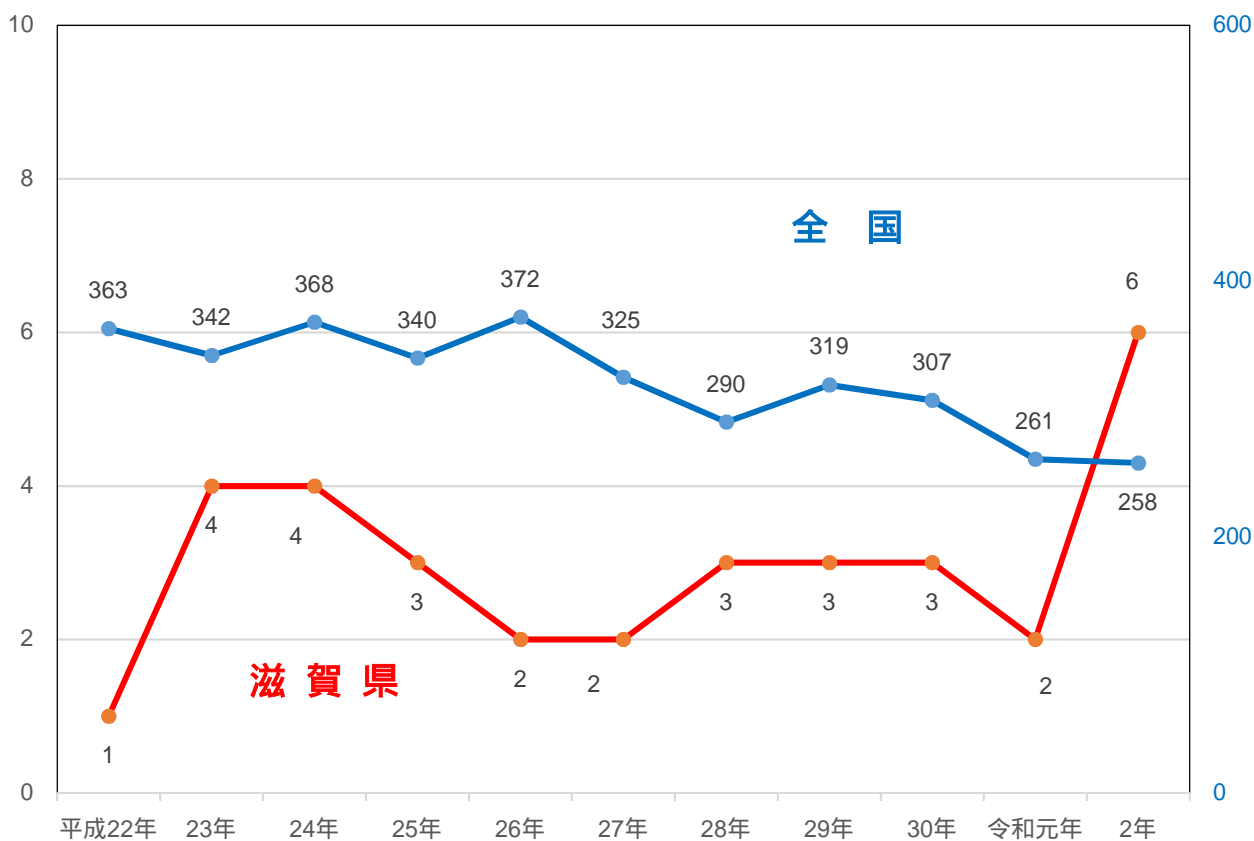
取材される場合は前日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。

参考 1 休業 4 日以上之死傷者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



令和 2 年における、滋賀県内の建設業における休業 4 日以上之死傷者数は、148 人と前年と同数で、平成 29 年以降、増加傾向が続いている。

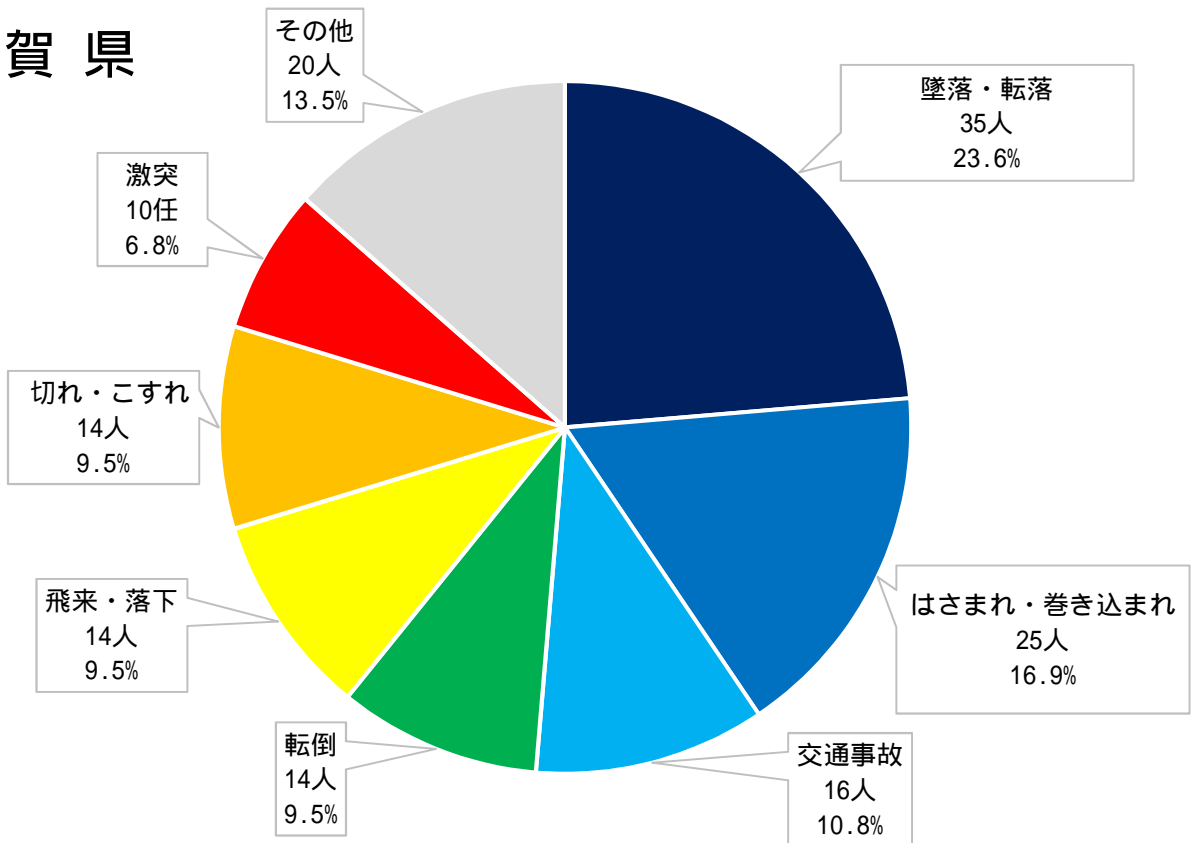
参考2 労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



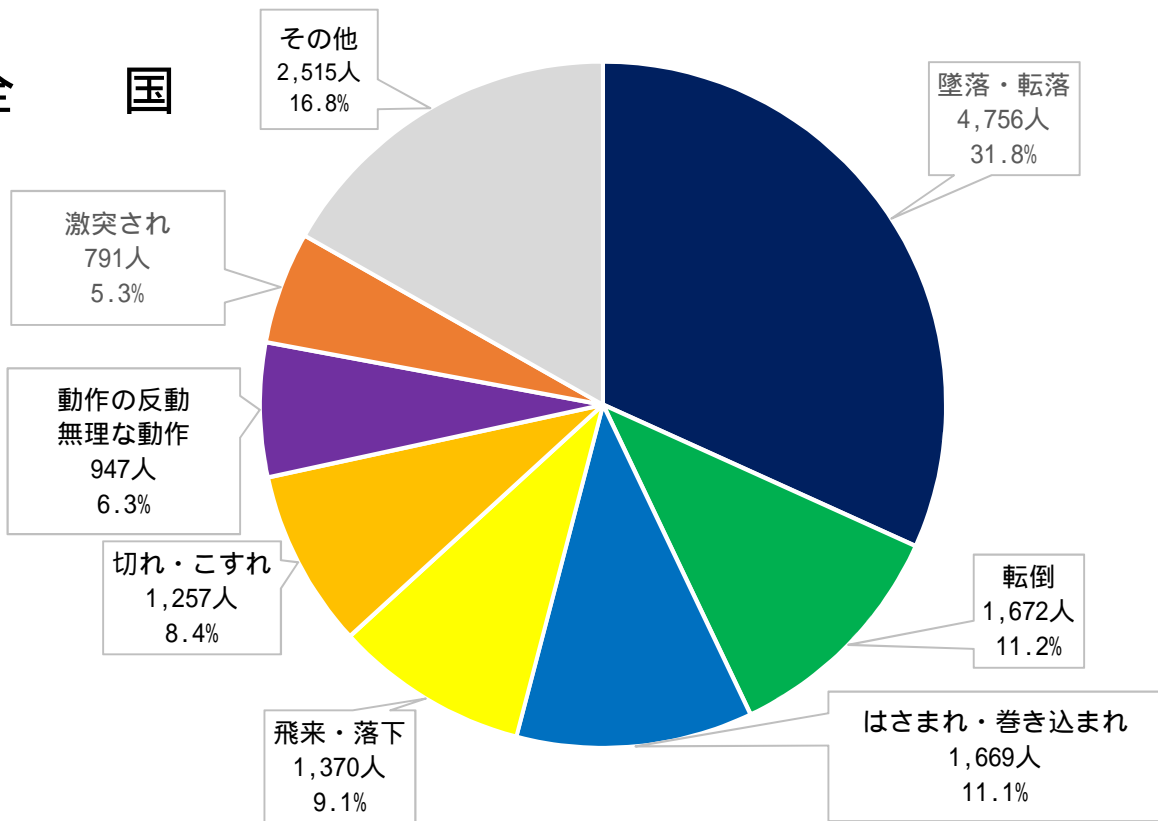
令和2における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は、6人と前年に比べ4人と大幅に増加した。

参考3 令和2年 事故の型別労働災害発生状況
 (滋賀県、全国、建設業、休業4日以上之死傷災害)

滋 賀 県



全 国



令和2年の建設業における休業4日以上之死傷災害は、全国、滋賀県内とも、「墜落・転落」災害が最も多く、全体の約3割を占めている。

参考4 令和2年 死亡災害の概要（滋賀県、建設業）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
1	上下水道 工事業 (1名)	2月 14時頃	崩壊・倒壊	作業員・ 技能者 30歳代	被災者は、幅1.1m、深さ3.5mに掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたが、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたもの。
2	建築設備 工事業 (4名)	2月 19時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 20歳代	被災者は、自動車を運転して道路を走行中、自動車スリップして道路をふさぐように停車したところに、後続のトラックが自動車の運転席側面に衝突したものの。
3 ・ 4	その他の 建設業 (4名)	4月 18時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 40歳代 及び 50歳代	【 死亡労働者 2名 】 ワゴン車に8人が乗り合わせ、工事現場から事務所へ戻るため高速道路を走行中、道路のカーブ部分でスリップして側壁に衝突し、車の外に投げ出された2人が死亡し、他の6人も負傷したものの。
5	その他の 建設業 (7名)	6月 13時頃	爆発	作業員・ 技能者 40歳代	製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理槽の解体のため、被災者は、プラズマ溶断を行っていたところ、爆発が起こり、その衝撃で死亡したものの。

令和3年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣旨

令和2年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、6人の死亡災害が発生し、前年に比べ4人の増加となり、休業4日以上之死傷災害は148人と前年と同数となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は「墜落・転落」災害によるものであり、「墜落・転落」災害の休業4日以上之死傷災害全体に占める割合は、約24%と依然として事故の型では最も高い割合となっている。重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

また、滋賀県内においては、昨年も、熱中症による休業災害が発生しており、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では人手不足による経験年数の少ない労働者、高年齢労働者の労働災害が多く発生しており、現場の安全技術の適切な継承が求められているところである。平成29年には厚生労働省において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画」が、平成31年3月には滋賀県において「滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」が策定され、建設業における中長期的な人材の確保が急務であるとされたところである。滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要があることから、第13次労働災害防止推進計画に基づき、フルハーネス型墜落制止器具の使用の推進等、重篤な災害を防ぐことを目的とした「ゼロ災滋賀」、「命綱GO(いのちつなごう)活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要があるとあり、各事業場で1人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO(いのちつなごう)」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間(以下「強化週間」という。)を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和3年7月20日(火)から令和3年7月26日(月)までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日(木)から7月19日(月)までを準備期間とし、7月27日(火)から7月31日(土)までを事後措置期間とする。

3 スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場
(令和3年度全国安全週間スローガン)

4 主唱者

滋賀労働局
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協力者
公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実施者
滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場安全パトロールの実施
- (2) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導等の実施
- (3) 建設業安全衛生大会の開催
- (4) 報道機関への広報の実施
- (5) 実施者及び関係機関への周知
- (6) 安全衛生関係資料等の配布
- (7) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

なお、これらの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けることを徹底して取り組むこと。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価

参考 6**令和3年度滋賀労働局長現場パトロール進行要領**

- 1 実施日 令和3年7月14日(水) 10時00分～11時45分
- 2 事業場 特定元方事業者：JFEエンジ・ニュージェック共同企業体
 事業の名称：柳が崎浄水場整備工事
 所在地：滋賀県大津市柳が崎6番1号
 工事発注者：大津市企業局
 工期：令和__年__月__日～令和__年__月__日
 進捗率：約__% (7月上旬見込み)
 工事概要：_____
 予定作業：_____
 予定人員：_____
- 3 出席者 滋賀労働局
 局長 待鳥 浩二
 健康安全課長 喜瀬 真太郎
 安全専門官 市田 義彦 計3名
 大津労働基準監督署
 署長 高津 章人 計1名
 事業発注者(大津市企業局) 計__名
 施工者
 現場代理人 他 計__名
- 4 当日のスケジュール(予定)
 9:45 庁舎出発
 10:00 現場到着、現場事務所へ移動
 10:00～10:30
 安全専門官「開会の辞」
 発注者、施工者及び行政の各参加者の紹介
 滋賀労働局長から挨拶
 施設目的、工事概要及び安全衛生活動等の説明
 10:30～11:10
 工事現場巡視
 11:10～11:40
 大津労働基準監督署長他「個別講評」
 滋賀労働局労働基準部健康安全課長「閉会の辞」
 11:45 散会

アンダーラインの箇所は現在確認中

5 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。

工事現場内ではヘルメット着用をお願いいたします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します遵守事項の徹底をお願いいたします。

J F E エンジ・ニュージェック共同企業体 柳が崎浄水場整備改良工事 (滋賀県大津市柳が崎 6 番 1 号)

